

令和4年第10回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年12月14日（水曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第51号 秋田県との生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結について
- 第 2 議案第52号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第53号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第54号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第55号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第56号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第57号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第58号 美郷町職員の降給に関する条例の制定について
- 第 9 議案第59号 美郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第60号 美郷町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第61号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 第12 議案第62号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第13 議案第63号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第65号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第66号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第67号 美郷町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第68号 美郷町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 第19 議案第69号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正について

- 第20 議案第70号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第71号 美郷町税条例の一部改正について
- 第22 議案第72号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第23 議案第73号 美郷町印鑑条例の一部改正について
- 第24 議案第74号 美郷町公園設置条例の一部改正について
- 第25 議案第75号 指定管理者の指定について
- 第26 議案第76号 指定管理者の指定について
- 第27 議案第77号 指定管理者の指定について
- 第28 議案第78号 指定管理者の指定について
- 第29 議案第79号 指定管理者の指定について
- 第30 議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第8号
- 第31 議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号
- 第32 議案第82号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号
- 第33 議案第83号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号
- 第34 議案第84号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号
- 第35 議案第85号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第3号
- 陳情等審議 (委員長報告～質疑～討論～表決)
- 第36 陳情第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情
- 第37 陳情第11号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 第38 陳情第12号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 第39 陳情第14号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
- 第40 陳情第15号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情
- 第41 陳情第16号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情

追加議案審議

- 追加日程第 1 議案第 86号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第9号
- 追加日程第 2 発議第 7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第 3 発議第 8号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出について
- 追加日程第 4 議員派遣について
- 追加日程第 5 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	小田長光仁君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第51号 秋田県との生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 秋田県との生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結については、原案のとおり決しました。

◎議案第52号から議案第54号までの質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第2、議案第52号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正についてから日程第4、議案第54号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてまでを一括議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。なお、個別の議案に対する質疑の場合は議案番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、議案第52号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第53号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第53号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第54号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第55号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第55号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

議案第56号から議案第68号までの質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第56号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正についてから日程第18、議案第68号 美郷町職員の再任用に関する条例の廃止についてまでを一括議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。なお、個別の議案に対する質疑の場合は、議案番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。10番、泉 美和子君。

○10番（泉 美和子君） 議案第56号とそれから議案第57号に関してですけれども、初めにこの定年の年齢の段階的引上げによって、新規採用に影響することはないのでしょうか。

ということと、それから議案第57号については、60歳を過ぎると給与月額を60歳前の7割水準にするということで、同じ仕事をしてということで、賃金が下がるということで、職員の働く意欲というものに影響があるのではないかと考えますけれども、その2点に関してお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 稔君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、新規採用の件でございますが、定年延長の段階的引上げ期間中には退職者がいなくな

る年も想定されます。ですけれども、昨年策定いたしました美郷町の職員の定員適正化計画の中では、定年延長が段階的に引き上げられている期間も定員管理に影響を及ぼすことになるために、過度な職員採用の抑制は行わずに計画的に職員を採用するということを明記してございます。ですから、将来的に職員採用しない年が出ると、将来的に職員の年齢層にむらが生じる弊害もございましたので、計画的に採用してまいりたいと考えております。

もう一つ、給与の70%相当の水準に下げるということですが、定年延長に関して今回基本的に管理職は外れることとなります。そうした状況の中で、同じ給与を頂いて管理職を外れるということは、やはり同じ職員間の中でのモチベーションなんかにも影響すると思いますので、管理職を外れた以上はそれなりの給料に減額されるというのは当然のことと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております案件中、議案第56号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第57号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。10番、泉 美和子君。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 議案第57号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

職員の定年延長に伴い60歳を超える職員の給与月額を60歳前の7割水準に設定するというものについてですが、同じ仕事をしていても60歳を超えるだけで賃金が大きく引き下がってしまうという

ことは問題だと思います。そもそも賃金は職務に応じて支払われるものであり、年齢を理由とする減額は認めがたいものですので、この議案には反対をいたします。

○議長（森元淑雄君） 10番、泉 美和子君、登壇願いますを私忘れてしまいましたので、大変失礼いたしました。

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで討論を終わります。

議案第57号について、これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者14名）

○議長（森元淑雄君） 起立多数です。よって、議案第57号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第58号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第58号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第58号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 美郷町職員の降給に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第59号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第59号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第59号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 美郷町職員の懲戒の手續及び効

果に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第60号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第60号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第60号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号 美郷町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第61号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第61号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第61号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第62号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第62号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第62号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第63号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第63号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第63号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第64号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第64号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第64号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第65号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第65号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第65号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第65号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第66号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第66号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第66号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第66号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第67号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第67号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第67号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第67号 美郷町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

ただいま議題となっております案件中、議案第68号についてこれより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第68号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第68号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第68号 美郷町職員の再任用に関する条例の廃止については、原案のとおり決しました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第19、議案第69号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第69号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第69号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第69号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第20、議案第70号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第70号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第70号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第70号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第21、議案第71号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第71号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第71号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号 美郷町税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第72号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第22、議案第72号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第72号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第72号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第73号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第23、議案第73号 美郷町印鑑条例の一部改正についてを議題といたし

ます。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第73号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第73号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号 美郷町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第74号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第24、議案第74号 美郷町公園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第74号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第74号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号 美郷町公園設置条例の一部改正については、原案のとおり決しました。

◎議案第75号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第25、議案第75号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第75号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第75号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第76号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第26、議案第76号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第76号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第76号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第77号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第27、議案第77号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第77号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第77号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第78号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第28、議案第78号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第78号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第78号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第79号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第29、議案第79号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第79号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第79号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

◎議案第80号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第30、議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。最初に、10番、泉 美和子君。

○10番（泉 美和子君） 122、123ページの3款民生費1項1目社会福祉総務費の報償費、需用費、役務費に関してですけれども、子育て相談や子供が安心して遊ぶことができる拠点整備に向けたというご説明だったと思いますが、どのようなものを考えているのかということ。

それから、意見交換の開催とか子育て世代のアンケートということでしたけれども、どういった人たちに意見を求め、どのようなやり方をしようとしているのかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのような施設かというようなご質問でございますけれども、子育て世代の方々が安心して子育てを行えるような、そういった場を想定しております。そういった中で、具体的な施設のありようというものにつきまして、今回ご意見をいただきたい。または、アンケートを頂きたいという

ようなところで、今回の予算を上げさせていただいております。意見交換のメンバーにつきましては、今後調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） 135ページ、修学旅行等の中止等に伴うキャンセル費等補助金について、2つお伺いいたします。

まず1つ目、この補助金は臨時的、暫定的な措置なのか。それとも、今後も続く恒常的な制度なのか伺います。

もう1つは、コロナでなくとも、普通の風邪など、けがなど、ほかの理由で修学旅行を休むことになった人にも等しく支給の対象にすべきではないかと私は考えるわけですが、その人たちはどうなるのかと。支給可否の判断が、客観的で公平な基準に沿って行われるのか伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） ただいまのご質問にお答えします。

コロナに伴うキャンセル費の助成でございますが、この後も引き続き続けていく恒常的なものかというところですが、まずは状況のほうを見ていきまして、来年度も必要な状況であれば適切に対応したいと思っております。

あと、病気による修学旅行等の欠席等への措置でございますが、その修学旅行の旅行保険によりまして、病気、けが、あと実際修学旅行中での大きなけがとかでもそうですけれども、そこら辺は旅行保険のほうで対応できますので、そのところとコロナに関わる部分との公平性というのは取れているかと思えます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） すみません。旅行中の不慮の事故などについての補償の話ではなくて、例えば修学旅行に行こうと思った前日に風邪を引いて、あとは何かけがをして修学旅行を欠席することになったと、コロナ以外でですね。そういった場合にもキャンセルという形になろうかと思えますけれども、そういった場合の対応は対象になるのかどうか、対象とすべきではないかということですが。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育推進課長。

○教育推進課長（佐々木寿人君） ただいまのご質問にお答えします。

旅行前日等のその病気、けがなどにつきましても、その旅行保険のほうの対応になりますので、そこはそちらのほうからキャンセル費が出るもので考えております。

あと、そのコロナに罹患した場合とかですけれども、そちらのほうも受診のほうをすれば、お医者さんにかかって医療証明が出れば、まず傷害保険のほうの対応になりますので、そこら辺で家族の方が接触して行けなくなったというような場合の、そこら辺を救うためのキャンセル費助成がこの制度でございます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにありませんか。1番、熊谷隆一君。

○1番（熊谷隆一君） 131ページ、8款1項1目18節の負担金、補助及び交付金、家庭用井戸等整備事業補助金のことについて伺います。

これはどこの地域であるのか、また状況がどういった状況でこの補助を出すのかということと、それから上水道は通っていない地域なのかということについて伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） ただいまのご質問についてお答えをいたします。

この制度そのものは、令和3年から続いております。今回の補正の内容につきましては、予算のほうの不足が見込まれるということで補正のほうを上げているものでございまして、新規のものではございません。

場所につきましては、上水道の布設されている以外の部分につきましてフォローするものでございます。

以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

2番、村田 薫君。

○2番（村田 薫君） 121ページ、歳出の2款1項2目18節のところ、生活バス路線への補助金約300万円については、羽後交通へという説明がありました。金額というのは私これちょっと高いのではないかと感じておりました、この増額理由とどの路線に出したのか。また、当初分との比較などについてお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） ただいまのご質問についてお答えします。

初めに、今回の補正額296万円ですが、令和3年10月から令和4年9月までの生活バス路線3路

線の運行実績に基づき算出した補助金の不足分を増額補正するものでございます。これを含めました令和4年度の生活バス路線等維持費補助金の各路線の内訳と前年度比ですが、横手大曲線が916万2,000円で181万4,000円の増、角館六郷線が618万円で65万6,000円の増、千屋線が436万4,000円で82万円の増で、合計1,970万6,000円で329万円の増となります。

次に、その増額理由ですが、補助金の算出に当たりましては、各路線の実走行数キロ数に1キロ当たりの費用を掛けた経常費用から、利用料金などの経常収益を差し引いて計算されます。このことから、新型コロナウイルスの影響などによる利用者減や燃料価格高騰による運航費用の増加に伴い、損失額が増加していることが要因と考えております。

なお、地方バス路線維持対策に要した経費につきましては、毎年特別交付税に関する省令に基づき特別交付税措置がされるため、令和3年度決算におきましては、町補助金に対して8割相当が特別交付税措置されており、令和4年度も同様に特別交付税があるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第80号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第80号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第8号は、原案のとおり決しました。

◎議案第81号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第31、議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第81号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第81号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第82号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第32、議案第82号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第82号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第82号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第82号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第83号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第33、議案第83号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予

算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第83号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第83号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第83号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎議案第84号の質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第34、議案第84号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

議案第84号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第84号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第84号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、原案のとおり決しました。

◎議案第85号の質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第35、議案第85号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第85号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第85号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第3号は、原案のとおり決しました。

◎陳情第10号から陳情第12号までの委員長報告、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第36、陳情第10号から日程第38、陳情第12号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、泉 美和子君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 泉 美和子君 登壇）

○教育民生常任委員長（泉 美和子君） 令和4年12月5日の第10回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第10号、第11号及び陳情第12号の審査経過と結果についてご報告を申し上げます。

12月8日、委員7名が出席し、当委員会を開催して、慎重に審査いたしました。

初めに、陳情第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情の審査では、以前も同じような陳情があり、採択に異論はない。ここ数年のコロナの状況を考えたときに、人員が足りないというのはマスコミ等を通じて感じているところである。秋田県では医師の確保が問題だ。県でも頑張っていたきたいなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの6人となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情の審査では、陳情の内容はもっともだと思うが、看護師の給料を見ると大幅な賃上げが必要なのかという思いがある。また、介護職・保育職の賃金が低いことは認識しており、こちらの賃上げは理解できる。このため、全ての労働者の大幅な賃上げとなったときには、採択までには至らないと思う。診療報酬の見直しは対象が限定的なので、対象を広げて賃上げする必要がある。段階的な賃上げは理解できるが、今すぐに大幅な賃上げというのは無理があると思う。業種、職種によって、ある程度の賃金格差はあってしかるべきだと思う。陳情の趣旨は理解できるが、全額国庫負担での支援は難しいと思うなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの1人、趣旨採択とすべきもの5人となり、趣旨採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第12号 介護保険制度の改善を求める陳情書の審査では、利用者の負担増は大変心苦しい。この陳情は採択すべきだ。介護従事者の賃金を上げることで、他産業への波及効果も期待できる。利用者も大変だが、その家族のことも考えると陳情には賛成である。実情として利用料の負担は大変である。また、介護従事者の低い賃金、人手不足という現状もあるので、陳情は採択すべきだなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの6人となり、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第10号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

陳情第10号について、これより採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第10号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、陳情第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情は、委員長報告のとおり採択すること

に決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第11号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

陳情第11号について、これより採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

お諮りします。陳情第11号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、陳情第11号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情は、委員長報告のとおり趣旨採択することに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第12号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

陳情第12号について、これより採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。陳情第12号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、陳情第12号 介護保険制度の改善を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎陳情第14号から陳情第16号までの委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第39、陳情第14号から日程第41、陳情第16号までを会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

この陳情の審査方を総務産業常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務産業常任委員長、村田 薫君、登壇願います。

(総務産業常任委員長 村田 薫君 登壇)

○総務産業常任委員長(村田 薫君) それでは、報告いたします。

令和4年12月5日の第10回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第14

号、第15号及び第16号の審査経過と結果をご報告申し上げます。

12月9日、委員8名が出席し、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

初めに、陳情第14号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書の審査では、1つ目として委員の意見ですけれども、現在、政府と与党では事業者の負担軽減が検討されており、実施の延期まで求める必要はないのではないか。2つ目として、事務手続きが困難な事業者は出てくると思うが、各地で制度の講習が行われている。今後、政府では部分的な見直しも考えていると思う。次に、制度の導入は進めるべきだと思うが、制度の浸透が図られていないので、延期を求めることは賛成だ。次に、免税事業者は消費税を受け取っても納税していない。税の公平性の観点から、インボイス制度は適切である。また、制度の完全実施までに経過措置が講じられているなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの2人、趣旨採択とすべきもの1人、不採択とすべきもの4人となり、不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第15号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情の審査では、1として、県内の経済活性化は理解できるが、風力発電は何百億円もかかる営利事業で、当然リスクもあるので、税金を出資するのは難しい。離岸距離を長くすれば、それだけコストがかかり、船舶の往来にも影響が出る可能性がある。固定価格買取制度は国の方針で決まっており、秋田県だけ安い電力にはできない。新聞記事を見ますと、経済効果は裾野にも広がっていく可能性があると感じている。陳情内容は現実的に難しいと考える。「県内への経済効果を最大化する」というのは、そのとおりだと思う。すばらしい考えではあるが、技術的な部分に入り込み過ぎており、現実味がない。課題はあると思うが、陳情趣旨は理解できるなどの意見がありました。

採決したところ、趣旨採択とすべきもの3人、不採択とすべきもの4人となり、不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第16号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情の審査では、1つ目として、生産現場では、消費者に喜ばれるおいしい品種の開発競争が続いている。米余りは人口減少等の消費動向に伴うもので、願意は理解できるが、実情を踏まえていない。現場では、どうしてこのような陳情をするのか理解できないという意見があった。今の農家はくず米を食べていないので、現実に近いものを反映させるべきではないか。収穫量の調査はそれぞれ目的が違うので、あえてそろえるには意味がないと思う。陳情の内容は理解できるが、くず米への利用は畜産農家と意見が食い違う場合もあるのではないかと。陳情内容を農家に

聞いてみたら、理解できる部分と理解できない部分があるが、農家のことを考えていただけるだけでもありがたいという声があった。一部に疑問もあるが、全体的な趣旨は理解できるなどの意見がありました。

採決したところ、採択とすべきもの1人、趣旨採択とすべきもの3人、不採択とすべきもの3人となり、美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長採決で不採択とすべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。

質疑は、陳情番号を述べてからお願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第14号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

10番、泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 陳情第14号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書について、賛成の立場から討論いたします。

インボイス制度が実施されれば、今まで消費税納税義務のなかった年間課税売上高1,000万円以下の事業者も課税事業者になるか、取引を断られるかなどの選択が迫られることとなります。今、コロナ禍の下、物価上昇や燃料費、原材料費等の高騰で多くの中小企業、自営業者、農業者の経営危機が深刻になっています。こういうときに事務負担を大幅に増大させたり、取引実体に混乱を与えかねないようなことはやるべきではありません。多くの中小企業団体、税理士団体なども凍結、延期、見直しを表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を挙げています。ぜひこの陳情を採択して、意見書を上げるべきだと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

陳情第14号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第14号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者3名)

○議長(森元淑雄君) 起立少数です。よって、陳情第14号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書は、不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第15号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

陳情第15号について、これより採決いたします。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第15号について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、陳情第15号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第16号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

10番、泉 美和子君、登壇願います。

(10番 泉 美和子君 登壇)

○10番(泉 美和子君) 陳情第16号に賛成の立場から討論いたします。

現在の米余りの状況は、農家の生産意欲をそいでいると思います。陳情内容にあるように、実態を反映した統計値にすることなどは、農業者にとってもよいことだと思います。陳情内容の願意には賛成できますので、意見書をぜひ採択をしてあげべきだと思います。

以上です。

○議長(森元淑雄君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

陳情第16号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第16号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者2名)

○議長（森元淑雄君） 起立少数です。よって、陳情第16号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前11時06分）

（午前11時07分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時07分）

（午前11時15分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程に追加して、議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午前11時16分）

（午前11時17分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案86号の上程、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 追加日程第1、議案第86号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第9号を上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。

企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第86号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に954万5,000円を追加するものです。

初めに、歳入についてご説明します。

8、9ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものでございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款2項3目衛生費国庫補助金の2節出産子育て応援交付金につきましては、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境を整備するとして、国において創設されたものでございます。妊娠、出産届後に面談し、応援金を支給するもので、その財源となる国の負担分3分の2を計上しております。詳細は歳出にてご説明いたします。

続きまして、15款2項3目衛生費県補助金の1節出産・子育て応援事業費補助金は、国庫補助金で説明いたしました妊婦や子育て家庭への支援で、県の負担分6分の1を計上しております。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の18節出産応援金及び子育て応援金は、議案資料集1ページも一緒にご覧願います。

この事業につきましては、妊娠期から出産・子育てまで、一貫して身近な相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体的に実施することで、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備することを目的とする国の新たな取組でございます。

事業開始日は令和5年1月1日で、対象は令和4年4月以降に出産された方です。

出産応援金は妊娠届出時に、妊婦との面談後に5万円を支給するもので、子育て応援金は出産後、乳児家庭全戸訪問時の面談後、出生時1人当たり5万円を支給するものでございます。

4月からの出産、妊娠の見込みを85人とし、それぞれ応援金を計上しており、負担割合は国3分の2、県6分の1、町6分の1となります。

なお、個々具体的な事例に対する事業該当の有無につきましては今後国より示される予定ですので、広報等で事業を周知するとともに、対象者へは個別に通知をすることとしております。

4款の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、9款1項4目災害対策費14節の危険建物解体工事に

ついて説明いたします。

本年11月、六郷字馬町にある名水市場湧太郎の道路向かいにあります土地4,353.15平米と建物1,073.01平米につきまして、その所有者らが地域発展のために活用していただきたいとの趣旨で美郷町に寄附の申出がありました。

町では、1つ目、商業地域における駐車スペースなど公共機能としての利用価値、2つ目、町中心部の景観の改善、3つ目、老朽化した建物の倒壊による近隣住宅への被害の回避などについて審査をし、老朽化した建物の解体は必要なものの土地活用により効果が見込まれると判断し、寄附を受け入れることとし、寄附に関する契約を12月上旬に締結いたしました。この契約により町の所有となりました建物が積雪等により倒壊して近隣住居に被害を及ぼす恐れのある建物の一部を解体を進めたく、係る費用をお願いするものでございます。なお、それ以外の建物については次年度以降に実施する予定でございます。

以上で議案第86号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。7番、深澤 均君。

○7番（深澤 均君） 危険建物解体工事についてでありますけれども、ただいまの説明では一部を解体する費用だということですが、その一部とは具体的にどのような範囲なのか、ご説明願いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） ただいまのご質問にお答えいたします。

建物が、隣の家とかなり近接して建っております。これが倒壊しますと、隣にすぐに倒れ込んでいくということが懸念されますので、その被害が及ばないところまで解体したいというふうに考えております。具体的には、150平米程度というふうに考えているところです。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

議案第86号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第86号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、議案第86号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり決しました。

◎発議第7号の上程、表決

○議長(森元淑雄君) 追加日程第2、発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議の朗読は省略いたします。

お諮りします。

ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。

発議第7号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、発議第7号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎発議第8号の上程、表決

○議長(森元淑雄君) 追加日程第3、発議第8号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議の朗読は省略いたします。

お諮りします。

ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。

発議第8号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、発議第8号 介護保険制度の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長（森元淑雄君） 追加日程第4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付したと
おり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（森元淑雄君） 追加日程第5、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま
す。

議会運営委員会委員長、総務産業常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長及び議会広報
常任委員会委員長より、審査中の事件等について会議規則第75条の規定により、お手元に配付し
ておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続
審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。
会議を閉じます。

これもちまして令和4年第10回美郷町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前11時27分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和4年12月14日

美郷町議会議長 森元淑雄

署名議員 長谷川幸子

署名議員 熊谷隆一